

令和5年7月

新川広域圏事務組合議会7月定例会会議録

令和5年7月27日 開会

令和5年7月27日 閉会

新川広域圏事務組合

令和5年7月27日 魚津市役所 第1委員会室において開く

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号及び認定第1号について
(理事長提案理由説明)
- 第4 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第5 認定第1号について
(総務広域常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第6 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査

本日の出席議員 (13人)

1番	久保田満宏君	2番	林久嗣君
3番	浜田泰友君	4番	中瀬淑美君
5番	中野得雄君	6番	柳田守君
7番	中村裕一君	8番	木島信秋君
9番	野島浩君	10番	松澤孝浩君
11番	元島正隆君	12番	加藤好進君
13番	西岡良則君		

説明のため出席した者

理事長	村 椿	晃 君	副理事長	武 隈	義 一 君
副理事長	笹 島	春 人 君	副理事長	笹 原	靖 直 君
会計管理者	矢 野	道 宝 君	事務局長	森 田	薫 君
総務課長	立 野	宏 君	業務課長	松 野	龍 一 君
エコぽ〜と 所 長	森	義 雄 君	宮沢清掃センター兼クリーンぽ〜と 所 長	飛 島	力 君

職務のため出席した者

魚津市企画部次長兼企画政策課長	浦 田	誠 君
黒部市総務管理部企画情報課長兼企画調整班長	能 登	隆 浩 君
入善町企画財政課長	岡 島	康 司 君
朝日町財政管理課長	山 崎	明 子 君
総務課課長代理	水 島	真 人 君
総務課主査	島	司 君

午前10時00分 開会

「開会宣告」

○議長（中村裕一君） 本日、7月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は全員であります。

これより、令和5年新川広域圏事務組合議会7月定例会を開会いたします。

本定例会における議案説明のための出席者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局長その他関係課長等であります。

「議事日程報告」

○議長（中村裕一君） これより会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付した日程表のとおりであります。

「会議録署名議員の指名」

○議長（中村裕一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより議長において、1番 久保田満宏君、9番 野島浩君を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（中村裕一君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日と定めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。

「報告第1号及び認定第1号について」

○議長（中村裕一君） 日程第3 本会議に付議されております報告第1号及び認定第1号を議題といたします。

「提案理由説明」

○議長（中村裕一君） 提案者の説明を求めます。

理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿晃君） 本日ここに、令和5年新川広域圏事務組合議会7月定例会が開催されるにあたりまして、本組合の運営について所信の一端を申し述べますとともに、提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、7月の豪雨について、申し上げます。本年7月、豪雨による災害が全国各地で発生いたしました。富山県内においても、線状降水帯が発生し記録的な大雨となりました。道路などが冠水し家屋の浸水被害や土砂災害など、甚大な被害がありました。被災された方々には心よりお見舞い申し上げますとともに、早急な復旧を願うものであります。幸い、本組合所有施設においては、豪雨による被害はございませんでしたが、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう、更なる防災意識の徹底と危機管理体制の整備に努めてまいります。

次に、令和4年度実施しましたエコぼ〜と精密機能検査及び長寿命化総合計画の内容について、ご説明申し上げます。

まず、精密機能検査については、供用から23年経過したエコぼ〜とにおいて、焼却炉や焼却設備など施設の状況を的確に把握し、今後実施予定の基幹的設備改良工事に必要な更新箇所や改善点を調査することを目的に実施しました。

その総合評価については、排ガス関係においては、施設排出基準値やその他関係法令の基準に適合しておりました。設備・装置の状況検査においては、炉壁、煙道、給じん装置や余熱利用設備等の損傷が著しく、部分補修や部分交換が必要であるとの判断結果が出されております。

次に、長寿命化総合計画について申し上げます。計画の目的は、前出の精密機能検査の結果に基づいて、エコぼ〜との延命化を図るため工事内容を適切に計画し、延命化の効果について総合的な評価を得ることです。

その評価については、新設する場合と比較し、適切な延命化工事を行い継続して稼働させる方が、37億円程度、経済的に優位であるとされました。また、延命化の効果については、電力使用量の削減、安定焼却性の向上、突発的故障の防止、省力化とされており、二酸化炭素の排出量は8.4%の削減が見込まれております。

今年度は、これら精密機能検査及び長寿命化総合計画の評価を踏まえ、令和6年度から

実施予定の「エコぼ〜と基幹的設備改良工事」にむけて、発注仕様書の作成及びそれに関連する一連の業務を委託して、現在準備を進めているところであります。

続いて、令和4年度における本組合の施設の整備状況などをご説明いたします。

西部斎場では、地下タンクが設置から39年経過し、危険物の規制に関する規則で規定する「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に該当するため補修を実施いたしました。また、劣化や損傷が著しいため、火葬炉の煉瓦の積み替えや排風機の補修を行いました。また、近年の世界情勢による部品の調達・製造の遅れから年度内で完了することができなかつたため、「西部斎場火葬炉等補修」の予算は明許繰越いたしております。

そのほかに、エコぼ〜とでは雑用空気圧縮機や炉内の耐火物、宮沢清掃センターでは粗大ごみ受入コンベヤや粗大ごみ破砕機の軸受け、クリーンぼ〜とでは受入自動扉の補修をそれぞれ実施し、施設の保全に努めて参りました。

組合が保有している施設は、おのこの供用から年数が経過しておりますが、今後も新川地域の住民の皆様方が衛生的な生活が送れますよう、引き続き安定した施設運営に努めて参りたいと考えております。

それでは、今定例会に提出いたしました案件について、ご説明申し上げます。

まず、報告第1号 令和4年度新川広域圏事務組合繰越明許費繰越計算書についてであります。さきほど施設の整備状況でも申し上げましたが、「西部斎場火葬炉等補修」の業務において990万円を明許繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

続いて、認定第1号 令和4年度新川広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和4年度歳入決算額は、1,662,787,564円、歳出決算額は、1,584,670,833円であります。この結果、歳入歳出差引額は78,116,731円となっております。

この決算について、6月21日に監査委員の審査を経ましたので、監査委員の意見書を添えて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき議会の認定に付するものであります。

以上、本日提出致しました案件の説明と致します。

何卒、慎重ご審議の上、認定をいただきますようお願い申し上げます。

「組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑」

○議長（中村裕一君） 日程第4 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を行います。

発言の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

5番 中野得雄君。

○議員（中野得雄君） 皆様、お疲れ様です。連日の猛暑、酷暑の中ではありますが命の危険があるということで、今日も熱中症警戒アラートは発令されております。気象予報を見ますとお盆すぎまで雨のマークが見られない状況であります。皆様におかれましては、暑さ対策を十分に行って乗り切っていただきたいと思います。

また、新川広域圏現場職員の方々、関係委託業者の方々の健康管理にもしっかりと対応していただきたいと思います。

皆さんご存知かと思いますが、私も広域圏の元職員であり現場の業務もやってきております。例えば、エコぼ〜とでは焼却炉の点検を行う班の方々や宮沢清掃センターでは減容機周辺は相当に熱くなります。管理職職員におかれましては、十分気をつけられていると思いますが、現場職員、関係委託業者の方々の安全管理に十分に配慮いただき酷暑を乗り切っていただきたいと思います。

それでは、大項目3つそれに付随した9項目について質問させていただきます。

まず、有害鳥獣焼却施設の設置についてお伺いします。CSFいわゆる豚熱はイノシシなどの病気であります。皆さんご存知のとおり、人には感染せず感染した肉を食べても健康には一切影響がないとされるものであります。しかし、市場に流通させることはできません。そして、万が一豚熱に感染した個体が発見された場合、半径10kmの以内に捕獲された他の個体は東部家畜保健所で月一回行われるPCR検査を通過し他のさまざまな検査を通過したもののみ市場に流通するものであります。

一度発症が確認された場合は、期限の設定がなく延々とこの手続きをとらなければならない規則となっています。

感染したイノシシやジビエとして商品価値のないもの、例えば死後数十時間経過したものの、小さすぎて処理できないものいわゆるウリ坊等々であります。また、罠で捕獲したけれど檻のなかで暴れまわって内出血したものの、商品価値がないものは埋設するか焼却するしかありません。

こういった個体数について、新川管内ではどうなっているのか調べた結果、令和4年度黒部市では160頭捕獲し、108頭埋設しております。朝日町では162頭捕獲して161頭をエコぼ〜とでの処理を含め処理しております。ジビエになったものが1頭のみでありました。入善町では、1頭捕獲され埋設等の処理はなく捕獲した方が食されました。魚津市は277

頭捕獲して、173頭埋設しそのうちウリ坊が89頭含まれています。104頭が食用として流通しております。

黒部市、魚津市、朝日町、入善町を除いた3カ所で442頭処理されております。環境面を考えても、埋設処理を続けることは難しいだろうと思います。

こういった中、富山県では唯一富山地区広域圏エコセンターで焼却施設を完成させました。関係者の負担軽減に寄与したとのことでもあります。

新川圏内においても、有害鳥獣焼却処理を真剣に考えるべきと考えております。

黒部市の6月定例会でこの件について質問したところでもあります。黒部市として「埋設処理については、場所にも限りがあり、将来的には焼却施設の建設を検討する必要がある。新川地域自治体と協議し、検討する必要がある。」という答弁を受けているところがあります。

また、エコぼ〜と基幹的設備改良延命化工事計画と合わせ技で実施することができないかを踏まえて以下3つの質問をいたします。

1つ目にエコぼ〜における有害鳥獣処理の現状について伺います。2つ目に各市町との意見を取りまとめて協議を行ってはいかがか伺います。3つ目にエコぼ〜とで破砕機設置を予定しておりますが、これを有害鳥獣に利用できないか伺います。

次の項目に移ります。昨年12月にエコぼ〜と基幹的設備改良延命化工事計画について説明を受けたところではありますが、出席した議員からも質問され自分自身も説明させていただいた項目であります。プラスワンの施策についてで、あります。

その時には、電力発電やビニプラとの混焼など様々な提案が出されましたがこれらについてお伺いするものであります。また、正確な改修工事にかかる金額については今後上程されると思いますが、およそ70億円程度とお聞きしております。高額な公費がかかる以上、2市2町の住民が納得するものと時代に即したものでなければ当然、受け入れる事ができないと考えています。

さらには、エコぼ〜と基幹的設備改良延命化工事についてはこれに決まりましたから明日から工事を行うというようなことは、絶対無いと思いますが正確なプランが決まり次第ここにおられる議員の前でしっかりと説明をしていただき、議員全員が納得する前提として、行っていただきたいと思っております。

これらを含め、3つの質問をいたします。

1つ目に新川広域圏事務組合エコぼ〜と基幹的設備改良延命化工事の設計、計画の進捗

状況を分かっているところでお伺いいたします。2つ目にプラスワンを考える施策についてどのようなことを考えておられるのかお伺いいたします。3つ目に最終的なプランについて、いつ頃説明が行われるのかお伺いいたします。

最後の項目について伺います。令和7年以降の現場委託の計画について伺います。

先の全員協議会での説明の内、24時間稼働となる令和7年度より運転管理業務を含め民間に現場を委託すると伺いました。その際に、現場職員全てを事務職に配置転換し、今現在働いている再任用職員、会計年度任用職員は令和6年度末に退職させるという説明を受けたところであります。

これらを含めお伺いいたします。

1つ目に現行職員の処遇をどのように考えているのかを伺います。2つ目に順調に改修工事が進み、24時間運転となった時に経費が現在と比べてどのように変化していくのかを伺います。最後に、今後民間委託計画について包括も含めどのように計画しているのかを伺います。

以上3項目、9つの質問をいたします。何卒、明確な答弁をお願いして質問を終わります。以上であります。

○議長（中村裕一君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿晃君） 中野議員からのご質問にお答えします。

まず一点目ですが、エコぼ〜とでの有害鳥獣の現状についてお答えいたします。

有害鳥獣は、広域圏の指定袋に入れて搬入されています。処理は、その他のごみとあわせて焼却処理しています。令和4年度中に確認しています有害鳥獣の受入れは合計100頭で、その内訳はイノシシが95頭、タヌキ2頭、サル1頭残りはその他となっております。

2点目に、各市町の意見を取りまとめてはどうかについてお答えいたします。有害鳥獣の取扱いについては全国的に大きな問題となっており、新川地区においても同様であると認識しております。この問題に対して、どういった方法がベストなのか各市町のご意見を伺ってまいりたいと考えております。

3点目に、現在計画している基幹的設備改良工事における破砕機装置を有害鳥獣の処理に活用できないかという質問にお答えいたします。新設する破砕機については、ごみピットに溜めたごみを細かく破砕し、攪拌投入することで燃焼の効率化・安定化を図る装置であります。

そこでまず、どのようなごみを破砕しようとしているのかと申しますと、いわゆる都市

ごみといわれる、布、紙、段ボール、食品、生ごみそして小動物などを想定しています。

質問にありました有害鳥獣の中でも大型の鳥獣の破砕は、想定されておりませんが検討をしていく可能性はあります。どういうことかといいますと、破砕そのものについては可能な面がありますが問題があります。

まず、維持管理と環境への影響に問題があります。例えば、動物の血や肉が破砕した時に飛び散ることによる、ウイルス感染なども考えなければならないそうであります。さらには、想定していない大型動物を投入し、故障した時にメーカーが保証をしてくれるのかどうかも維持管理上、大きな問題になります。万が一、それが保証外となりますと大きな問題が出てきます。これらのことを踏まえて、メーカーの方と可能性について詰めていく必要がありますので、早急に進めていきたいと思っております。経過についてはご報告していきたいと思っております。

大きな質問項目2つ目のエコぼ〜と基幹的設備改良延命化工事計画に係るプラスワンを考える施策についてお答えいたします。

まず基幹的設備改良延命化工事計画の進捗状況について説明いたします。基幹改修の計画では、議員全員協議会で説明した精密機能検査におきまして、洗い出されました補修・改修が推奨される項目に基づいて長寿命化計画を作成しているところであります。今年度、工事発注に向けた発注支援業務の契約をコンサルタントと結びまして、仕様書の精査を行っているところであります。より良い計画となりますよう精査を重ねてまいりますので、途中段階をご報告申し上げながら進めてまいります。

2点目の70億円を超える整備を行うからには、住民サービスにつながるような住民が納得できるものじゃなければならないというご意見を踏まえたご質問であります。ご指摘のとおりだと思います。現在、基幹改修における計画では何点のプラスワンの施策が実施できないか検討を重ねているところであります。

発電に関しては、先般の全員協議会で説明しましたが、コスト面で厳しい面があるということは一旦ご報告させていただいております。

その上で住民サービスにつながるような施策として、ビニプラ混焼にも耐えられる炉体の改良を考えております。改良後には混焼も可能な焼却炉となることから、地元の皆様のご理解を得られればビニプラ混焼を前向きに進めたいと考えておりますが、全国的に環境問題、再資源化への取り組みを進めているところでありますので、プラスチック類の再資源化などの状況を見ながら、基幹改良完成の時期に向けて検討していきたいと考えております。

また、現在家庭から出るごみの大きさの制限として 30cm としています。それ以上の大きさのものをバッカー車に入れて出すことはできないわけですが、ごみ全量を破砕する破砕機を新設するので、ごみステーションでの長さ制限 30 cm をもう少し長い物でも対応できないか検討してまいります。

質問の 3 点目で、最終的なプランについて、何時説明が行われるのかについてお答えします。

現在進めております発注業務がおおよそ固まる今年度末には広域圏としての最終プランのおおまかなご説明ができるものと考えており、住民の皆様にも広く理解できる取り組みができればと思っております

大きな質問 3 点目の令和 7 年度よりエコぼ～とを含む現場委託の計画について、まず 1 点目に、現行職員の処遇をどのように考えているのかについてお答えします。令和 7 年度からの 24 時間運転の対応として運転業務の全面委託をすることで効率的な運用をしていきたいと考えております。その際、現在運転業務に携わっている職員につきましては、管理部門への配置転換をしたいと考えております。

不慣れな部分があるかと思いますが、これまでの経験とノウハウを活かしエコぼ～とや宮沢清掃センターでの委託業者とのつなぎ役として、指導的な立場で十分経験を活かせるものと考えております。

スムーズな配置転換ができるように、研修を行うなど計画的に取り組んでまいりたいと思っております。

2 点目、現場民間委託実施後の経費はどう変化するのかについてお答えします。

どのような年齢の方が働くのか分からないので、一概には言えませんが、令和 7 年度からの 24 時間運転により現行の 3 班体制から 1 班増の 4 班体制の運行を予定しており、どのような年齢の方が働くことによって単価がわかりませんが、これまでの 3 班から 4 班に変わる人件費増はあるのではないかと考えております。

3 点目の事務所も含んだ今後の民間計画についてどの様に計画しているのかについてお答えします。

現在の状況についておさらいをしますと、組合の保有する施設では平成 26 年度から宮沢清掃センターのごみ処理業務、平成 27 年度からクリーンぼ～と包括的民間委託業務、平成 28 年度から西部斎場及び東部斎場の火葬業務、令和元年度からエコぼ～とのごみ処理業務の一部を業務委託してきた経緯があります。

最近の新しい施設整備や改良の中で DBO、包括的に民間委託した方が運転が安定するという報

告が全国から出ております。

どのようにしていくかはこれから考えていきますが、各施設におきましてトータルでどのような形が良いか検討してまいります。

○議長（中村裕一君） 5番 中野得雄君。

○議員（中野得雄君） ご答弁、ありがとうございます。

2回まで、再質問してもいいということなので深掘りさせてください。

まず、最初の1番目の質問の有害鳥獣の処理について、理事長からご説明いただきました。おっしゃるとおりだと思います。新川広域圏といっても、入善町が0頭ということで、分担金で魚津市5千万、黒部市5千万、朝日町2千万、入善町何百万とかできないと思います。

理事長が説明されたとおり、有害鳥獣はイノシシばかりではないので、カラス、サル、ハクビシン、ニホンジカなどいます。

例えば富山地区広域圏に持っていくとなった時に、富山地区広域圏議会の承認を得なければならぬので、新川広域圏で対応できると思いますので現在進めている焼却炉の改修と併せて実施した方が経費も抑えられると思いますがどうでしょうか。

○議長（中村裕一君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿晃君） 中野議員からのご質問にお答えします。

先日、立山町にあるエコロセンターに行ってまいりまして、どのように処理を行っているか、どのくらい経費がかかっているか。メリットあるいは何か困ったことがないか聞いてまいりました。

エコロセンターは、焼却炉が2基あって建設費が約4億円かかり、半分近くは有害鳥獣対策の補助金が出て施設を整備する時のメリットがあります。一方で、維持費については持ち込まれたイノシシをそのまま焼却するわけにはいかないもので、一度冷凍保管する必要があります。その費用がかなりかかると聞きました。

そのため、施設整備するときのイニシャルコストとランニングコストに対して持ち込まれる量がどのくらいバランスがとれるのか考えられなければならないと思いました。

中野議員がおっしゃるように、基幹改良に併せて別建ての焼却炉をつくることができないかといわれますと可能だと思います。しかし、恐らく焼却炉の業者が異なるのではないかと思います。ごみを燃やす炉と動物を燃やす炉、言ってみれば斎場並みの小さい炉でかなり仕組みが異なるようです。隣接して建設することのメリットがあるのかも検討しなけ

ればならないと考えております。

いずれにしても、大きなお金をかけて整備するにあたって、改修に併せて有害鳥獣の問題が解決できるのか、別建てで考えていかなければならないのか検討して皆さんに示していく必要があると思います。現状はそのような状況です。

○議長（中村裕一君） 5番 中野得雄君。

○議員（中野得雄君） ありがとうございます。たくさんハードルがあり、簡単にはできないのが分かっている質問しておりますけれども、前向きに実施していく方向で考えていただきたいと思います。環境問題にかかる予算を見ていて、ハテナな状況なので、よろしくをお願いします。

次にプラスワンについて考える施策について伺います。理事長からプラスワンがプラスツウになるような、ごみを排出される2市2町の住民がこれは良かったと喜ばれるいいことだと思います。

いいこともあると思いますが、仮に理事長がおっしゃるとおりビニプラの混焼となった時に宮沢清掃センターの減容物の処理がなくなると思います。そうすると、宮沢清掃センターでは月に5日粗大ごみの処理だけになります。令和7年度から、光熱水費、人件費、減容物を富山市まで運ぶ搬送料、処理料の金額がどのように変化するのかを教えてください。

○議長（中村裕一君） 事務局長 森田 薫君。

○事務局長（森田薫君） お答えいたします。決算に計上している数字で、現行から単純に比較してということになるかと思いますが、決算書の19ページ宮沢清掃センター需用費光熱水費の中の電気料が搬入量から考えて、数割から2分の1ぐらいになるのではないかと考えております。同じく19ページ委託料に計上されているビニプラ減容物処理業務委託、株式会社アイザックに処理してもらっている1億400万円余りが0になります。

20ページにあるビニプラ減容物搬送業務委託の1,347万円もなくなるのではないかと考えられます。処理工程を見直すなどして、削減できる部分もあると思います。

逆にエコぼ～との方にごみが入っていきますので、エコぼ～との需要費16ページになりますが、光熱水費が1億5,700万円余り計上されていますが、搬入量から考えてそれが1割増程度になると考えられます。

○議長（中村裕一君） 5番 中野得雄君。

○議員（中野得雄君） 全部でいくらなんですか。

○議長（中村裕一君） 事務局長 森田 薫君。

○事務局長（森田薫君） 相殺して1億円ぐらいの減になるかと考えられます。

○議長（中村裕一君） 5番 中野得雄君。

○議員（中野得雄君） 1億円の節減というのは、光熱水費が上がっている状況で素晴らしいことだと思います。引き続き、取り組んでいただきたいと思います。

引き続き、現行職員の処遇について伺います。理事長から現場職員を管理部門へ配置転換すると伺いましたが、該当する職員は何名で何歳なんですか。

○議長（中村裕一君） 総務課長 立野 宏君。

○総務課長（立野宏君） 令和5年度時点で一番若い職員が53歳、次が55歳、55歳、60歳の職員がいて60歳未満の職員としては、4名となっています。再任用職員の方が64歳の方が2名、61歳の方が1名、会計年度任用職員として67歳の方が1名となっています。

会計年度任用職員の方は、以前運転業務に携わっていたということで現在会計年度任用職員として採用したということです。

○議長（中村裕一君） 5番 中野得雄君。

○議員（中野得雄君） 令和7年度から事務職に配置転換されるのは、3名ということでいいですね。現在55歳、56歳の方を事務職に配置転換して頑張ってもらおうと理事長はおっしゃいますが、この3名のことは私も知っていますが事務所に一度も入ったこともなく、何年間も頑張ってくれというのは本人達にもかなりのプレッシャーがあると思います。

一番簡単なのは、今広域圏さんが進めているような24時間運転に変わるからあなた達事務職ですよというやり方は、1足す1みたいな誰でも計算できるやり方ですよ。

私が思うには、皆さん一緒に働いてきた仲間じゃないですか。その技術、中には技術管理者を持っている、重機の資格を持っている、ごみの資格、ガス溶接等々の10種類以上の資格持っているのですよ。

管理の職員いらなくなったから、計量機の受付に回ってくださいというのは、その方の人権を無視したような感覚になるのは私だけなんではないでしょうか。本当にこれでいいのでしょうか。

この質問を出した時に、この対象となる職員に先日会ってきました。この職員は正直に、「転職を考えている。広域圏の幹部が来て、現場の仕事が無くなるので事務所に行ってくれと言われた。トラックの運転手になろうかと考えて、職安に行ったがあなたは年齢的に無理だと言われた。」と言っていました。

今この職員の方々が持っている技術・ノウハウを何とかできないかと思い全国的に民間に業務委託するケースはいくつもあるので、委託業者何社かに問い合わせ調べてみました。

現場の職員が現在、持っているスキルをそのまま事務所にもっていくのは、もったいない。そこでどうするかと言いますと、新川広域圏で説明しますと、新川広域圏の管理職とA社という会社が契約して、4班なのか3班を委託するのか分かりませんが、その間を取り持って指示する役や、技術もノウハウも知っているわけですから、民間業者に任せるのではなく、民間業者に好きにやらせるのではなく、現行の職員がしっかりと管理していくというポジションを用意して管理していくというやり方の例も全国にはたくさんあると伺っています。

私が甘いのかもかもしれませんが、理事長にお考えを伺いたいと思います。

○議長（中村裕一君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿晃君） 中野議員からのご質問にお答えします。

おっしゃることはよく分かります。先ほどの答弁でも、お答えしましたが事務職としてバリバリやってくれとは申し上げておりません。委託業者とのつなぎ役として、働いていただく方法を考えていきたいと思います。具体的な役職や組織づくりは、全国の民間委託業務の方法なども調べて考えていきたいと思います。

○議長（中村裕一君） 5番 中野得雄君。再々質問は受け付けておりません。

○議員（中野得雄君） 2回までと聞いているので、質問はもういたしません。明確な答弁ありがとうございました。説明が聞きづらいところ、答えにくいところなどあったかと思いますが、丁寧な説明ありがとうございました。

○議長（中村裕一君） 以上で、通告を受けておりました質問、質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を終了いたします。

「議案の常任委員会付託」

○議長（中村裕一君） ただいま議題となっています認定第1号について、総務広域常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時32分 再開

「各常任委員会委員長報告」

○議長（中村裕一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号を議題とし、総務広域常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務広域常任委員会委員長 松澤孝浩君。

○総務広域常任委員会委員長（松澤孝浩君） 総務広域常任委員会委員長の松澤であります。審査結果をご報告申し上げます。

本定例会において、当委員会に審査付託されたのは認定第1号であります。委員会を開催し慎重に審査をいたしましたところ、認定第1号について、全会一致で認定するべきものと決したところであります。なお、委員会でありました発言を若干ご報告したいと思います。

まず、皆さんをご存知のとおり新川広域圏の施設は、大変老朽化が進んでいることは事実であります。特にライフラインを支えるごみ処理等、最も住民の行政ニーズに最も近くであり、万が一損傷などをおこし停滞するようなことはあってはならないということは、間違いありません。その中で、施設の修繕については大変高額な金額がかかり、また、その都度対応していくという中で今後の施設の管理運営については、非常に問題があると認識しております。

令和4年度一般会計歳入歳出決算書にも計上されている通り、令和4年はエコぼ～との精密機能検査及び長寿命化計画についての内容を精査しているところですが、その中で出ているのが施設の老朽化、新しい計画のもとにおいて、どのような形であればよいのか、施設や部品について調査が行われ、部品の交換等の必要性や今後の判断材料にしていくものであることは皆さんもご存じのとおりであります。

長寿命化に係る質問にあったとおり、今後どのように進めていくのかということが大きな問題であり、当然議会としても関心の高いものであります、その内容について、理事長をはじめ当局の皆さんにはしっかりとした計画を示していただきたい。

また、多額の予算がかかるということは、住民全体をご存知のとおりであります。その中に、間違いのない方向性を出していただきたいというのは住民全体の願いであります。

また、エコぼ～と周辺住民に理解を得るということは、絶対にやっていただきたい。そ

の理解なくして、この改良はないものと思っております。計画がある程度本格化していく中で住民説明を何度開いても、回数が多すぎるということはないと思います。特に朝日町地域の住民の方々に十分理解をいただけるようなエコぽ〜と改修の進捗をお願いしたい。

先ほど、浜田議員から指摘があったように予算の振替えにつきましては、当局においては明確に当初予算の変更にあたって、流用なら流用、補正なら補正でしっかりと説明していただかないと、議会に報告のない状況で予算執行されていると思われても仕方がないと思います。その点について、監査委員からも指摘があったようですし、今後の予算執行にあたっては、透明性の高い信頼関係を築けるような予算執行をお願いし、流用を行ったものについては報告をお願いしたい。

元島議員からの指摘もあったように、言い訳ではなくしっかりとした中で仕事をしていくというのは、今後の広域圏に一番大切なことでもあります。また、住民の意見を重ねあわせて進めていくということが一番必要なことでもあります。

何が原因でそれができないのか。先ほどのビニプラの運搬でも出たとおり、苦情が出るなら苦情が出ないようにコンテナを一杯でできる方法を考えるべきであるし、ごみ袋についても内側に肥し袋に入れて出してもいいというふうにするとか色んなことを検討できるはずであります。

当局においては、十分に汗をかいていただき住民の要望に応じていただきますようお願いしまして若干の意見とさせていただきますと思います。

「質 疑」

○議長（中村裕一君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

「討 論」

○議長（中村裕一君） これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） 討論がないようですから、討論を終わります。

「採 決」

○議長（中村裕一君） これより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。

お諮りいたします。

認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決しました。

「議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（中村裕一君） 日程第7 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査について議題といたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

以上で日程は全て終了し、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもってご協力いただきましたことに対し、本席から厚くお礼を申し上げます。

これをもちまして、令和5年新川広域圏事務組合議会7月定例会を閉会いたします。

午前11時44分 閉会